# キャッシュレス端末設置に伴う LAN 配線業務 入札申請関係書類

- ① 入札公告
- ② 入札説明書
- ③ 仕様書
- ④ 提出書類の注意事項
- ⑤ 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- ⑥ 質問書
- ⑦ 入札書
- ⑧ 入札書(再入札用)
- 9 見積書(入札不調時協議用)
- ⑩ 委任状
- ① 入札辞退届
- ① 入札の注意事項
- ③ キャッシュレス端末設置に伴う LAN 配線業務契約書(案)
- 14) 誓約書(3種類)

### ※押印廃止に伴う入札当日の本人確認について

- ○参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、入札当日に参加し、 権限を行使する者を参加申込書に記入ください。
- ○<u>入札書の押印廃止に伴い、入札会場にて顔写真付公的書類の提示をいただくことによ</u> り本人確認を行います。
- 〇本人確認ができない場合には入札参加を認めませんのでご注意ください。

(下記のうち、どれか1つを持参ください)

- 1 運転免許証
- 2 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)
- 3 旅券 (パスポート)
- 4 個人番号カード(マイナンバーカード)
- 5 在留カード・特別永住証明書
- 6 官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳(身体障害者手帳など)

<担当>

兵庫県出納局会計課 総務企画班 藤谷 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話 078-341-7711 (内線4910) 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年11月15日

#### 契約担当者

兵庫県知事職務代理者兵庫県副知事 服 部 洋 平

#### 1 調達内容

(1) 業務の名称

キャッシュレス端末設置に伴うLAN配線業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和6年12月20日(金)

(4) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録) 者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者 として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限 基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込及び入札の方法等
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局会計課 担当 藤谷

電話(078)341-7711 内線4910 FAX(078)362-3939

(2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和6年11月15日(金)から同月21日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和6年11月28日(木)午前11時 兵庫県庁1号館1階入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札及び開札の日時に直接入札書を提出すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般

信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書 便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和6年11月27日(水)午後5時までに上 記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年11月27日(水)正午までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出する場合等、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。)第84条第1項各号の規定に該当する場合は、入札保証金を免除する。

#### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出する場合等、財務規則第100条第1項各号の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

- イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年12月6日(金)まであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした 者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。 なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ 又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第167条の10第1項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外を落札者とする場合がある。

#### (8) その他

詳細は、入札説明書による。

# 入札説明書

キャッシュレス端末設置に伴うLAN配線業務に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

#### 1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

キャッシュレス端末設置に伴うLAN配線業務

(2) 業務の仕様等 別添仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和6年12月20日(金)

2 応募方法

単独企業によるものとする。

#### 3 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を 受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者 名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者であって、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を 求める場合は、令和6年11月21日(木)午後5時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に 関係書類を添えて出納局物品管理課へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(別紙様式第2号。以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成 11 年 法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 4 入札参加の申込み

(1) 提出場所

兵庫県出納局会計課(兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

電話番号 (078)341-7711 内線4910 FAX (078)362-3939

(2) 参加申込みの期間

令和6年11月15日(金)から同月21日(木)まで(持参の場合は兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで(持参の場合は正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。なお、提出した書類について、事務局が説明を求めた場合は、速 やかにこれに応じること。

### ア申込書

- イ 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
- ウ 物品関係入札参加資格申請中の者については、イに代えて物品関係入札参加資格審査申請書の写 し及び到達確認通知
- エ 110 円切手を貼付し、返信先住所を記載した返信用封筒(定形長3)
- (4) 提出方法

前記(1)の場所へ(2)の期間に直接持参し提出すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下

「郵送等」という。) による入札については、令和6年11月21日(木)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

(5) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

- イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を 令和6年11月26日(火)午後5時までに一般競争入札参加資格通知書(以下「確認通知書」という。) により通知する。
- (6) その他
  - ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
  - イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。
  - ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。
  - エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。
- 5 仕様書等に関する質問
  - (1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書を提出すること。
    - ア 受付期間

令和6年11月15日(金)から同月21日(木)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所

兵庫県出納局会計課(兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

電話番号 (078)341-7711 内線4910 FAX (078)362-3939

- ウ 提出方法
  - (ア) 質問書を電子メール又は持参により提出すること。
  - (イ) 電子メールによる送信にあたっては、7MB以下の容量で、パスワード付き圧縮ファイル (Z I P形式) とし、パスワードは別メールで通知すること。
  - (ウ) 電子データは、最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックしたものであること。
- エ 質問の回答

令和6年11月26日(火)午後5時までに入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記(1) ウ(ア)の提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、前記(1)エにより回答した仕様で入札すること。
- 6 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局会計課

令和6年11月15日(金)から同月21日(木)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- 8 入札・開札の場所及び日時
  - (1) 場所 兵庫県庁1号館1階入札室
  - (2) 日時 令和6年11月28日 (木) 午前11時
  - (3) その他

ア 名簿の登録申請を行った者から審査の終了前に入札書が提出された場合においては、その者が開 札の日時までに入札参加資格を有すると認められることを条件として、当該入札書を受理する。

- イ 入札前に確認通知書の写しを提出すること。
- ウ 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。
- エ 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえ入札すること。
- (4) 開札

開札は、入札書の提出後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理 人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係の無い職員を立ち会わせて行う。

入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合において、再度入札が実施された場合は、再度入 札を辞退したものとみなす。

#### 9 入札書の提出方法

入札書及び内訳書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者 が作成し、前記8の場所及び日時に入札箱に投入すること。ただし、郵送等による場合は、入札書及び 内訳書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「キャッシュレス端末設置に伴うLAN配線業務に係る入札書 在中」と表記のうえ、入札者の名称又は商号及び代表者の氏名を記入し、令和6年11月27日(水)午後 5時までに前記4(1)の場所に必着のこと。

#### 10 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
  - ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。
  - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
  - ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
  - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名があること。
- (4) 内訳書の様式は任意とし、入札書記載の入札金額の内訳を、以下に示す項目ごとに費用を整理し、 小計を設けて作成すること。
  - ア調査、作業費
  - イ 資材調達費
  - ウ試験費
  - エ その他費用(納入成果物作成、関係者調整等)
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した 金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落 札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

#### 11 入札の辞退

前記4(5)により入札参加資格を認められた者において、入札書を提出するまでは、入札辞退届により 入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な 取扱を受けるものではない。

#### 12 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の 100 分の5以 上の額の入札保証金を令和6年11月27日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会 社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出 する場合等、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。)第84条第1項各 号の規定に該当する場合は、入札保証金を免除する。

入札保証保険契約を締結する場合の保険期間は、本件入札の参加申込後で、令和6年11月27日(水) 以前の任意の日を開始日とし、令和6年12月6日(金)以降を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方 消費税相当額を加算して得た額)の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意す ること。

#### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代え て提出する場合等、財務規則第 100 条第1項各号の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 13 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立

ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

#### 14 無効とする入札

- (1) 前記3の入札参加資格がない者のした入札、申込み又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、 指名停止中である者等前記3に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

#### 15 落札者の決定方法

- (1) 前記1の委託業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、政令第167条の10第1項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。 なお、入札書を郵送した者にあっては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合において、再度入札が実施された場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

#### 16 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。
- (2) 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年12月6日(金)まであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の 入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。 なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は (5)に違反して無効となったもの以外の者

#### 17 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、 入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、 又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、 入札者の負担とする。

#### 18 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により7日以内に提出できない場合は、契約担当者の承認を得ること。
- (2) 契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、

契約を締結しない。

#### 19 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。 なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

#### 20 再委託の禁止

本委託業務を再委託することは、原則認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、県に 協議の上その承諾を得るものとする。

#### 21 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団及び暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がないこと」を旨とする誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。
- (4) 契約に当たり、最低賃金額以上の賃金支払いをはじめ労働関係法令を遵守し、業務に関わる労働者の適正な労働条件を確保することについて、誓約する書類の提出を求めることとする。

#### 22 調達事務担当部局

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県出納局会計課 (電話番号: (078)341-7711 内線4910 FAX: (078)362-3939)

# 提出書類等の注意事項

下記に示す書類を、持参により提出して下さい。なお、郵送により提出する場合は、入札説明書に記載の期日までに必着となるため、ご注意ください。

### 1 入札参加申込み(期限:令和6年11月21日(木)午後5時)

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- ② 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
- ③ 返信用封筒(定形長3に110円切手を添付の上、宛先を明記すること。)

## 2 仕様等に関する質問書(期限:令和6年11月21日(木)午後5時)

① 質問書

(質問書は可能な限り様式のファイル(Word形式)もあわせて提出してください)

### 3 入札日(令和6年11月28日(木)午前11時:兵庫県庁1号館1階入札室)

- ① 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
- ② 入札書及び内訳書 2通(1回目入札用、再入札用)
- ③ 出席者の本人確認書類(免許証、パスポート、マイナンバーカードその他官公庁が発行した顔写真付公的書類)
  - ※ 郵送の場合は**令和6年11月27日(水)午後5時まで**に①、②(1回目入札用)の書類を提出してください。

### 4 再入札について

1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、直ちに再入札に移行します。 なお、郵送での入札参加で、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、再度 入札を辞退したものとみなしますのでご了承ください。

#### 5 契約時 (落札業者のみ)

- ① 契約書 2通(会計課で準備する契約書に記名・押印すること。)
- ② 契約保証金 (履行保証保険)

本契約と同時に、契約金額(入札書記載金額の1.1倍)の100分の10以上の額の契約保証金を落札日の翌日から7日(土曜日、日曜日を含む)以内に納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、落札の翌日から7日(土曜日、日曜日を含む)以内の任意の日を開始日としたその保険証書を提出して下さい。

※ この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各 入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び 提出をしてください。

# 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約批	旦当者	至			
丘	庙	県	<del>华</del> Π	事	

所 在 地

商号又は名称

代表者名

電話番号

メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認 書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び添付 書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 キャッシュレス端末設置に伴う LAN 配線業務
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書 (写し)
- 3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

1	<u>所属部署</u> 。	名:		職・氏名:
※下記枠内は記入しないでください				
1	執行者	立会人	確認書類	٦
	±/(11/14	五云八	推心音規	-

4 連絡先(担当者)

所 属:	電 話:	_	_
氏 名:	FAX:	_	_

# 質問書

キャッシュレス端末設置に伴う LAN 配線業務の入札について

記	入	日	令和	年	月	日	
商号	又は	名称					
担	当	者					
電		話					
F	A	X					
メー	ルアド	レス					

# 【質問事項】

番号	該当資料名・頁	質問事項
1		
2		
3		
4		
5		

# 入 札 書

件 名	キャッシュレス端末設置に伴う LAN 配	紀線業務
履行場所	出納局会計課ほか 24 箇所	
入札金額	¥	 (消費税及び地方消費税別)

上記の業務については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他 関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 兵庫県知事様

住 所 商号又は名称 代表 者氏名 代理 人 氏 番 号 メールアドレス

# 入 札 書

件 名 キャッシュレス端末設置に伴う LAN 配線業務

履行場所 出納局会計課ほか24箇所

契約希望金額の110分の100に 相当する金額を記入してください。

入札金額

(消費税及び地方消費税別)

上記の業務については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他 関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

※当日は紙による入札参加者全員に本人確認を行います。 本人確認が可能な写真付公的書類(運転免許証等)を 持参ください。

兵庫県契約担当者 兵庫県知事様

代理人が入札に参加する場合には、代理人の記名が必要です。 また、参加申込時に届出が必要です。

電話番号、メールアドレスは<u>代表者が</u> 所属する部署のものを記載ください。 住 所 商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

# 入 札 書【再入札用】

件 名	キャッシュレス端末設置に伴う L	AN 配線業務
履行場所	出納局会計課ほか 24 箇所	
入札金額	<u>¥</u>	 (消費税及び地方消費税別)

上記の業務については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他 関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 兵庫県知事様

> 住 所 商号又は名称 代表者氏名 代理人氏名 電話番号 メールアドレス

(消費税及び地方消費税別)

# 見 積 書

件 名	キャッシュレス端末設置に伴う LAN 配線業務	
履行場所	出納局会計課ほか 24 箇所	
入札金額	¥	

上記の業務については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他 関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 兵庫県知事様

住 所 商号又は名称 代表者氏名 代理人氏 番 舌 番 号 メールアドレス

# 見 積 書

件 名 キャッシュレス端末設置に伴う LAN 配線業務

履行場所 出納局会計課ほか 24 箇所

契約希望金額の110分の100に 相当する金額を記入してください。

入札金額

(消費税及び地方消費税別)

上記の業務については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他 関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県知事 様

開札当日に、代理人名義で見積書を作成し提出する場合は、 代理人の記名で見積書を提出してください。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号、メールアドレスは代表者が 所属する部署のものを記載ください。

電 話 番 号

メールアドレス

ı	執	行	者	立	会	人
	確		認	書		類

※上記太枠内は記入しないでください。

# 委 任 状

入札公告されている キャッシュレス端末設置に伴うLAN 配線業務 について、私は下表に記載した者に入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	sp ss st x 氏 名

令和 年 月 日

兵庫県 契約担当者 兵庫県知事様

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

《連絡先》	
部署名:	
職・氏名:	

# 入 札 辞 退 届

入札件名 キャッシュレス端末設置に伴う LAN 配線業務

上記について入札参加申込みをしましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫 県知事 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

メールアドレス

# 入札の注意事項

1 代表者等が入札される場合

参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、**入札当日に参加し、** 権限を行使する者を参加申込書に記入ください。

代表者等名で記入した入札書を社員等が持参して入札する場合は、持参者の本人確認を 入札前に行います。

- ① 本人確認ができる顔写真付公的書類(運転免許証等)を持参してください。
- ② <u>持参していない場合</u>、本人確認ができないため<u>入札書の受領ができませんので御注意</u> ください。
- 2 代理人が入札される場合

代表者ではなく、<u>参加申込時に届出があった代理人が入札される場合は、代理人の本人</u> 確認を入札開始前に行います。

なお、参加申込時に届出た代理人が急遽変更となる場合は、入札執行者に連絡の上、入 札前までに県指定様式の委任状に押印の上、提出してください。

- ① 代理人の本人確認ができる顔写真付公的書類(運転免許証等)を持参してください。
- ② <u>次の場合、</u>代理人の権限確認ができないため<u>入札書の受領ができません</u>ので御注意ください。
  - 代表者もしくは届出のあった者以外が入札権限を行使するとき (県が指定した様式の委任状が入札前までに提出されている場合を除く)
  - 代理人が本人確認書類を持参していないとき
- 3 入札書について
  - (1) 入札書は、同封の「入札書」及び「入札書【再入札用】」を用意して下さい。 うち、「入札書」には金額を記入してください(第1回入札用)。 「入札書【再入札用】」には金額欄を未記入としてください(再入札用)。
  - (2) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。
    - ※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。
- 4 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。 入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。

5 消費税及び地方消費税(相当額)について 入札書・見積書には、消費税及び地方消費税(相当額)は記入又は入力しないで下さい。 ※ 消費税及び地方消費税(相当額)は契約の段階で加算します。

#### キャッシュレス端末設置に伴う LAN 配線業務契約書(案)

兵庫県(以下「甲」という。)と を締結する。 (以下「乙」という。)とは、次のとおり契約

(目的)

- 第1条 甲は、次の業務(以下「当該業務」という。)の実施を乙に行わせ、乙は、誠実にこれを履行する。
  - (1) 業務名 キャッシュレス端末設置に伴う LAN 配線業務
  - (2) 業務内容 キャッシュレス端末設置に伴う LAN 配線業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
  - (3) 履行場所 別表のとおり

#### (処理方法)

第2条 乙は、この契約、仕様書及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、当該業務を履行するものとする。

#### (労働者派遣法との関係)

第3条 甲乙双方とも、この契約に基づき、乙が行う当該業務の着手から成果物の納入に至るすべてにおいて、甲と乙との間に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)に規定される派遣元と派遣先としてのいかなる関係も存在しないことを確認するものとする。

#### (事業主の責任)

- 第4条 乙は、当該業務の遂行において、事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものとする。
- 2 乙は、当該業務に従事させる者(以下「業務従事者」という。)に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものとする。
- 3 乙は、乙の業務従事者に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令を行うもの とする。

#### (事業主の義務)

- 第5条 乙は、当該業務に関する責任者を配置し、業務従事者の指導監督、その他当該業務の履行に 必要な作業にあたらせるものとする。
- 2 乙は、前項の責任者及び業務従事者に、当該業務の履行に必要な知識及び技術を習得させ、当該 業務の履行に万全を期するものとする。

#### (契約期間)

第6条 この契約の期間は、契約締結日から令和6年12月20日までとする。

#### (契約料)

第7条 契約代金は、 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円) とする。

#### (契約保証金)

- 第8条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める

#### 金融機関の保証

- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約代金の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約 保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契 約保証金の納付を免除する。
- 4 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結 し誠実に履行した実績があり、本契約の締結までに甲が指定する誓約書を提出し、甲が認めた場合 は前各項の規定に関わらず、契約保証金の納付を免除する。

#### (施設等)

- 第9条 甲は、乙が当該業務の遂行に要する施設、機器、事務用品、消耗品等(以下「施設等」という。)を、仕様書に定める場合を除き、無償で乙に貸与するものとする。ただし、乙に専属する施設等は乙の負担とする。
- 2 乙は、甲の貸与する施設等を常に善良なる管理者としての注意を払って使用しなければならない。
- 3 乙は、甲の管理する庁舎及び施設のうち、甲が立入りを認めた場所以外の場所へ立ち入ってはならない。

#### (秘密の保持)

- 第 10 条 乙は、当該業務の処理に関して直接又は間接に知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 乙は、甲から提供された資料、原票等(以下「資料等」という。)については、甲の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。また、当該業務の処理中においては、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、使用後は直ちに甲に返還するものとする。

#### (個人情報の保護)

第 11 条 乙は、当該業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記 事項」を守らなければならない。

#### (セキュリティ対策)

- 第 12 条 乙は、当該業務における情報セキュリティ対策のために、別添「兵庫県情報セキュリティ 対策指針」及びその実施手順を守らなければならない。
- 2 甲は、乙又は乙の業務従事者が前項の規定に違反し甲に損害を与えたときは、損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、セキュリティ対策の実施状況確認のため、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、 又はセキュリティ対策に関して乙に改善を求めることができる。

#### (生成 AI の利用に関する保証)

第12条の2 乙は、当該業務を処理するに当たり、生成 AI (人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。)を利用する場合には、甲に対し、当該業務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

#### (生成 AI への入力及び出力結果)

第12条の3 乙は、当該業務を処理するに当たり、生成 AI を利用する場合には、当該業務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成 AI に入力してはならず、生成 AI の出力結果を確認して修正することなく成果物として甲に提出してはならない。

#### (権利義務の譲渡等)

第 13 条 乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (再委託の禁止)

- 第14条 乙は、当該業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 前項における主体的部分とは、当該業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分 をいう。
- 3 乙は、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。)てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等(以下「再委託等に関する事項」という。)を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託等することができる。
- 4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、 乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に 承認を得た第三者についても、同様とする。
- 5 乙は、当該業務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合(3次委託等)に は、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認 を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。
- 6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 7 乙は、当該業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行 為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

#### (内容の変更等)

第 15 条 甲は、必要に応じて、当該業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、契約代金又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

#### (著作権等の取扱い)

- 第 16 条 乙は、当該業務の処理に伴い著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)、所有権及びその他の権利が生じたときは、甲に無償で譲渡する。
- 2 乙は、契約代金の中から取得した物品のうち、この契約の対価として取得したもの以外で、契約期間終了後、備品として耐用年数をとどめているものは、甲に引き継ぐものとする。

#### (報告等)

- 第17条 乙は、当該業務の実施計画及び進捗状況について定期的に甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、事故等の発生により当該業務の遂行に支障が生じたとき又は生じる恐れがあるときは、直ちに書面をもって甲に通知し、その指示を受けなければならない。
- 3 甲は、乙の当該業務の実施状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は当 該業務に関して乙に適正な履行を求めることができる。
- 4 乙は、特別な理由がない限り、前項の調査又は報告に応じることとし、この契約の終了後も、この契約が終了する日(以下「契約終了日」という。)の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。

#### (検査及び引渡し)

- 第18条 乙は、当該業務が完了したときは、業務完了報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による業務完了報告書の提出を受けたときは、提出を受けた日から 10 日以内 に、当該業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならな い。
- 3 乙は、当該業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を当該業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

4 成果物の引渡しは、第2項(第3項において準用する場合を含む。)の甲が合格の通知を発した日をもって完了したものとする。

#### (契約代金の支払)

- 第19条 乙は、前条第2項の検査が完了したときは、契約代金の支払を請求することができる。
- 2 甲は、乙の適正な契約代金請求書を受理した日から 30 日以内に契約代金を支払わなければならない。

#### (危険負担)

第20条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他当該業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

#### (契約不適合責任)

- 第21条 甲は、当該業務の種類、品質等に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に 履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて契約代金の減額を請求することができ る。この場合において、契約代金の減額の割合は引渡日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する契約代金の減額請求(以下「契約代金減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。)が甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、乙が、その材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
- 5 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を 理由として、追完請求、契約代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。 ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この 限りでない。

#### (履行不能の場合の措置)

第22条 乙は、その責に帰することができない理由により、契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての代金の支払義務を免れるものとする。

#### (履行遅滞の場合の違約金)

- 第 23 条 乙の責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないときは、乙は、違約金を甲 に支払わなければならない。
- 2 前項の違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約代金につき年 10.75%の割合で計算した額とする。ただし、履行が可分の契約で契約代金を分割して計算するこ とができるときは、履行遅滞となった部分の契約代金について計算した額とする。

#### (解除等)

- 第 24 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - (1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
  - (2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められる

とき。

- (3) 正当な理由なく、第21条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人その他の使用人が監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。
- 第24条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。
  - (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。
- 第24条の3 甲は、第24条各号又は前条に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものである ときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- 2 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、契約代金の 10 分の1 に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- 3 前項の場合において、第8条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 5 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既済部分の代価を支払 うものとする。
- 6 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

#### (暴力団等の排除)

- 第25条 甲は、第27条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したとき、又は第14条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。
  - (1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
  - (2) 暴力団排除条例施行規則(平成 23 年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。
- 第 26 条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を 受託者としてはならない。
- 2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。
- 第27条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。
  - (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
  - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。
- 第 28 条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

#### (氏名等の公表)

- 第29条 甲は、乙が関係法令若しくは契約事項に違反するとき又は第17条第3項の規定による調査 等に誠実に応じないときは、その旨並びに乙の名称及び代表者の氏名その他甲が必要と認める事項 を公表することができる。
- 2 前項の公表は、当該事案が悪質又は重大である場合その他甲が必要と認める場合において実施するものとする。
- 3 前2項の規定は、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、適用があるものとする。

#### (帳簿等の備付け)

第30条 乙は、当該当該業務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

#### (適正な労働条件の確保)

第 31 条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件 の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

#### (遅延利息等)

- 第32条 甲の責めに帰すべき事由により、第19条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
- 2 乙は、第23条第1項又は第24条の3第2項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

#### (賠償の予約)

- 第33条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、契約代金の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。当該業務が完了した後も同様とする。
  - (1) 刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 による刑が確定したとき。
  - (2) 刑法第 198 条による刑が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。 以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、 排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗 告訴訟を提起した場合を除く。
  - (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第 62 条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
  - (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### (管轄裁判所)

第34条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

#### (補則)

第35条 この契約書に定めのない事項については、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲兵庫県

乙 住 所会 社 名代表者名

# (別表) キャッシュレス端末設置に伴うLAN配線業務 履行場所

No	履行場所(所属名)	所在地
1	出納局会計課	神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁 1 号館 1 階
2	繊維工業技術支援センター	西脇市野村町 1790-496
3	皮革工業技術支援センター	姫路市野里 3
4	淡路景観園芸学校	淡路市野島常盤 954-2 事務管理棟 2 階
5	神戸県民センター県民躍動室	神戸市長田区二葉町 5-1-32 新長田合同庁舎 7 階
6	阪神南県民センター県民躍動室	尼崎市東難波町 5-21-8 尼崎総合庁舎本館 2 階
7	阪神北県民局総務企画室	宝塚市旭町 2-4-15 宝塚総合庁舎 2 階
8	宝塚健康福祉事務所	宝塚市東洋町 2-5
9	伊丹健康福祉事務所	伊丹市千僧 1-51 伊丹庁舎 1 階
10	東播磨県民局総務企画室	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 加古川総合庁舎 5 階
11	加古川健康福祉事務所	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 加古川総合庁舎 3 階
12	北播磨県民局総務企画室	加東市社字西柿 1075-2
13	加東健康福祉事務所	加東市社字西柿 1075-2
14	中播磨県民センター県民躍動室	姫路市北条 1-98
15	西播磨県民局総務企画室	赤穂郡上郡町光都 2-25 2 階
16	龍野健康福祉事務所	たつの市龍野町富永 1311-3
17	赤穂健康福祉事務所	赤穂市加里屋 98-2 2 階
18	但馬県民局総務企画室	豊岡市幸町 7-11 豊岡総合庁舎本館 2 階
19	豊岡健康福祉事務所	豊岡市幸町 7-11 豊岡総合庁舎保健棟 2 階
20	新温泉健康福祉事務所	美方郡新温泉町三谷 389-1 1 階
21	朝来健康福祉事務所	朝来市和田山町東谷 213-96 1 階
22	丹波県民局県民躍動室	丹波市柏原町柏原 688 柏原総合庁舎 1 階
23	丹波健康福祉事務所	丹波市柏原町柏原 688 柏原総合庁舎保健所棟
24	淡路県民局総務企画室	洲本市塩屋 2-4-5 洲本総合庁舎 3 階
25	洲本健康福祉事務所	洲本市塩屋 2-4-5 洲本総合庁舎 2 階

#### 【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の 規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。 (収集の制限)
- 第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目 的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

- 第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又は き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 (廃棄)
- 第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。 (秘密の保持)
- 第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。 この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

- 第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、契約書において定めた場所で 行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。 (事務従事者への周知及び指導・監督)
- 第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して 知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人 情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

- 第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。 (再委託の禁止)
- 第11 乙は当該業務の一部を第三者(乙の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。)てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等(以下「再委託等に関する事項」という。)を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託等することができる。
- 2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- 3 乙は、当該業務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合(3次委託等)には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。
- 4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された 書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 5 乙は、当該業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託先に対して当該業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求め に応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成 した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、 甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時 調査することができる。

(遵守状況の報告)

- 第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。
- 2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。 (事故発生時における報告)
- 第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無 に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書 面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報 を公表することができる。

(契約の解除)

- 第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

#### 【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

- 第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令(以下「労働関係法令」という。)を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者(以下「特定労働者」という。)に対する最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。)以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。
  - (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者 (当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。)
  - (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者(以下「派遣労働者」という。)(当該業務に直接従事しない者を除く。)

(受注関係者に対する措置)

- 第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方(以下「受注関係者」という。)は、 労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額) が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、 その写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者(受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ)の 適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
  - (1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

- 第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。
- 2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、 解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受 注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。
- 7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規 定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

- 第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。
- 4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

- 第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の 違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲 に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置(以下「是正措置」という。)を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行 政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなけれ ばならない。
- 4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

- 第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
  - (1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - (2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。)
  - (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。(乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

#### 別表 (第1関係)

#### 労働関係法令

- (1) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法 (昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法 (平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (11) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

# 兵庫県情報セキュリティ対策指針

### 第1章 情報セキュリティ対策基本方針

(目的)

第1条 この指針は、兵庫県(以下「県」という。)の情報資産を適切に保持するため、 情報システムの信頼性及び安全性の確保に必要な情報セキュリティ対策の基本方針 と具体的な対策を講ずるに当たっての基準を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この指針の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 情報資産 情報システムの開発、運用、利用等に係るすべての電磁的に記録されたデータをいう。
  - (2) 情報セキュリティ対策 情報資産の完全性、可用性、機密性を保持し、適正な利用を確保することをいう。
  - (3) 情報システム コンピュータ、通信機器、通信回線及び記録媒体で構成され、業務に関する情報処理を行う仕組みをいう。
  - (4) ネットワーク 複数のコンピュータを通信回線により、互いに資源を共有する ことができるように結合させた仕組みをいう。
  - (5) サーバ 情報システムを構成する機器のうち、特定のサービスを提供するコンピュータをいう。
  - (6) ID 情報システムの利用者を識別するための記号をいう。
  - (7) I Dカード 情報システムの利用者を識別するための磁気又は I Cカードをいう。
  - (8) パスワード 情報システムの利用者であることを確認するために使用される記号をいう。
  - (9) 不正アクセス 情報システムを利用する権限のない者が不正な手段でこれを利用することをいう。
  - (10) バックアップ データの滅失、き損に備えた複製をいう。
  - (11) コンピュータウィルス 情報システムの正常な動作を意図的に妨げるプログラムをいう。
  - (12) 外部サービス 一般の事業者等の県以外の組織が情報システムの一部又は全部 の機能を提供するクラウドサービス、ホスティングサービス、ハウジングサービス、ソーシャルメディアサービス等のサービスをいう。

(対象範囲)

- 第3条 この指針は、県の各機関が構築・運用するすべての情報システムを対象とする。
- 2 前項の機関の範囲は、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監 査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会並び に公営企業及び病院事業の管理者とする。

3 この指針は、前項の機関のすべての職員(臨時職員、再任用職員、非常勤職員等を 含む。)及び前項の機関から情報システムの開発・運用を委託された外部委託事業者 等(以下「利用者」という。)に適用する。

(情報資産の分類)

第4条 情報セキュリティ対策は、情報資産をその内容に応じて分類し、その重要度に 応じて行うものとする。

(情報資産への脅威)

- 第5条 情報セキュリティ対策は、兵庫県が保有する情報資産を次の各号に掲げる脅威 から的確かつ効率的に保護することを目的とする。
  - (1) 情報システムへの不正アクセス、不正操作、利用者による意図しない操作、コンピュータウィルスの頒布、過剰な負荷をかける行為等によるデータやプログラムの持出・盗聴・改ざん・消去、機器及び媒体の盗難、情報システムの中断及び停止等。
  - (2) 利用者による記録媒体の持出、規定外の端末接続等によるデータやプログラムの漏洩、流出等。
  - (3) 地震、落雷、火災等の災害並びに事故、故障等による情報システムの損傷、中断及び停止。

(情報セキュリティ対策)

- 第6条 前条で示した脅威から情報資産を保護するために、次の各号に掲げる対策を講 ずるものとする。
  - (1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを構成する機器及びこれらの機器・設備を設置する施設の入退室管理等情報システムの設置に伴う安全性を確保するために必要な対策を講ずる。

(2) 人的セキュリティ対策

情報システムの利用者の責務を明らかにするとともに情報セキュリティ対策に 関する研修や啓発を行うなど情報システムの適正な利用を確保するために必要な 対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ対策

情報システムへの不正アクセスの防止、コンピュータウィルス対策、情報システムにおけるアクセス制御等の情報システムの開発及び運用における技術的信頼性を確保するために必要な対策を講ずる。

(4) 運用面の対策

情報システムの監視、指針の遵守状況の確認、緊急事態に対応した危機管理等により情報システムの運用面における信頼性を確保し、この指針を効果的に運用するために必要な対策を講ずる。

(情報システム全体の強靭性の向上)

第7条 情報セキュリティの強化のため、情報システム全体に対し次の各号に掲げる

対策を講じるものとする。

- (1) 住民情報の流出を防ぐため、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年号外法律第27号)第2条第5項に規定する個人を特定する番号)を利用する業務システムにおいては、国等の公的機関が構築したシステム等、十分に安全性が確保された外部接続先を除き、原則として、他の領域との通信を遮断する対策を講じるものとする。
- (2) LGWAN (高度なセキュリティを確保した上で各地方公共団体の内部システムを相互接続する行政専用のネットワーク) に接続された業務システムにおいては、インターネットに接続された業務システムとの通信経路を遮断し、両システム間で通信する場合には、インターネットメール本文のテキスト化、端末への画面転送等の無害化処理を実施するものとする。
- (3) インターネットに接続された業務システムにおいては、県及び県内市町のインターネットとの通信を集約した兵庫県情報セキュリティクラウドを活用した高度な情報セキュリティ対策を行うものとする。
- (4) 業務の効率性・利便性向上のため、主たる職員端末、業務システム、重要な情報資産等をインターネットに接続して利用する場合は、事前に外部による確認を実施し、必要な情報セキュリティ対策を講じた上で、利用中も定期的に外部監査を実施するものとする。

(情報セキュリティ対策統括者)

- 第8条 この指針に基づき、全庁的な情報セキュリティ対策を統括する責任者として、 情報セキュリティ対策統括者(以下「統括者」という。)を置く。
- 2 統括者には企画部デジタル改革課システム企画官をもって充てる。
- 3 統括者は、情報資産の流出、漏えい、改ざん並びに情報システムの障害、誤動作等の事故(以下「事故等」という。)に対処するための体制を整備し、役割を明確化するものとする。
- 4 前項に掲げる体制に関し必要な事項については別に定める。

(情報セキュリティ対策委員会)

- 第9条 県における情報セキュリティ対策を円滑に推進するため、情報セキュリティ対 策委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の委員長は統括者をもって充てる。
- 3 委員会は、情報セキュリティ対策の推進方策や指針の見直し等について協議、調整 を行う。
- 4 その他委員会の運営に関し必要な事項については別に定める。

(運用管理者の責務)

- 第10条 この指針に基づき、情報システムの適正な運用を図るために、各情報システム に情報セキュリティ対策の運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置く。
- 2 運用管理者には、当該情報システムの業務主管課室長をもって充てる。ただし、当該情報システムにおいて他の業務管理者が定められている場合はこの限りではない。

- 3 運用管理者は、当該情報システムの適正な運用を図るために必要な情報セキュリティ対策の実施手順(システム運用管理要綱)を策定しなければならない。
- 4 運用管理者は、この指針及び実施手順の遵守状況を点検チェックシートにより適宜 点検し、これらの実効性が保たれるよう必要な措置を講じなければならない。

### (利用責任者の責務)

- 第11条 情報システムの適正な利用を確保するため、各所属に情報システムの利用責任者(以下「利用責任者という。)を置く。
- 2 利用責任者には次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 本庁においては課室長とする。
  - (2) 地方機関においては地方機関の長、教育機関の長、県立学校の校長とする。ただし、県民局及び県民センターにあっては室等の長及び事務所の長等とする。
- 3 利用責任者は、各所属においてこの指針及び運用管理者が定める実施手順が遵守されるよう必要な措置を講じなければならない。

### (利用者の責務)

第12条 利用者は、この指針及び実施手順を遵守し、情報システムを適正に利用しなければならない。

### (評価及び見直し)

- 第13条 運用管理者は、この指針を踏まえた情報セキュリティ対策の遵守状況について定期的に監査し、その結果を統括者に報告しなければならない。
- 2 統括者は、委員会での協議を踏まえ、必要に応じて指針の見直しを行わなければならない。

### 第2章 情報セキュリティ対策基準

#### 第1節 物理的セキュリティ対策

#### (機器の設置)

- 第14条 運用管理者は、情報システムの機器の設置について、次の各号に掲げる措置を 講じなければならない。
  - (1) 火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう固定する等の措置を講ずること。
  - (2) 情報システムを設置する事務室への不正な侵入や盗難を防止するため施錠の徹底等必要な措置を講ずること。
  - (3) 利用者以外の者が容易に操作できないように、利用者の I D 及びパスワードの 設定等の措置を講ずること。
  - (4) ディスプレイ装置、配線等から放射される電磁波による情報の外部への漏えい を防止する措置を講ずること。

- (5) 当該機器を適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備えつけること。
- (6) 落雷等による過電流に対して機器を保護するために必要な措置を講ずること。
- (7) 機器の配線に当たっては、損傷等を受けることがないよう必要な措置を講ずること。

### (情報システム室の設置管理)

- 第15条 運用管理者は、重要な情報システムの設置、運用及び管理を行うための施設(以下「情報システム室」という。)を設置する場合は、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。
  - (1) 情報システム室には、耐震対策、防火対策、防犯対策等の措置を講ずること。
  - (2) 情報システム室の入退室はあらかじめ許可した者のみとし、ビデオカメラによる監視装置、カード、指紋認証等による入退室管理又は入退室管理簿の記載を行うこと。
  - (3) 情報システム室へ機器等を搬入する場合は、あらかじめ当該機器等の既存情報システムに対する安全性について確認を行うこと。
  - (4) 情報システム室内の機器の配置は、緊急時に利用者が円滑に避難できるように配慮すること。
- 2 情報システム室に入室する者は、身分証明書等を携帯し、運用管理者の指定する担当職員の求めに従い提示しなければならない。
- 3 情報システム室に機器等を設置しようとする者は、当該情報システム室を設置する 運用管理者の指示に従わなければならない。
- 4 運用管理者は、民間事業者等他の機関が管理する施設に情報システムを設置して運用を委託するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 当該施設が第1項に規定する対策が講じられていることを確認すること。
  - (2) 当該施設におけるセキュリティ対策の実施状況について定期的に監査すること。
  - (3) その他、この指針で定める対策基準に基づき適正な外部委託の管理を行うこと。

#### 第2節 人的セキュリティ対策

(情報資産の管理)

- 第16条 情報資産の管理に当たって、利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) データのき損、滅失等に備えるため、保管するデータのバックアップを定期的に 作成すること。
  - (2) 重要な情報資産はパスワードを施すなど適切な管理を行うこと。
  - (3) 退庁時及び長時間離席する場合は、使用する端末等の電源を切ること。
  - (4) 運用管理者の許可を得ず、情報システムで処理するデータ及びその複製を定められた場所から移動させないこと。
  - (5) その他、自己の管理する情報が他に流出しないよう保護すること。

## (記録媒体の管理等)

- 第17条 情報資産をハードディスク、USBメモリ等の記録媒体で管理する場合は、次の 各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 取り出し可能な記録媒体を、盗難や損傷の防止のために適切な管理を行うこと。 また、個人情報等が記録された機密情報を含む当該記録媒体を定められた場所から 持ち出す場合は、運用管理者または利用責任者の許可を得ることとし、データの暗 号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用、追跡可能な移送手段の 利用等の措置を講じなければならない。
  - (2) 記録媒体は、防犯、耐火、耐熱、耐水及び耐湿対策等を講じた施錠可能な場所に保管し、管理簿を設けるなど適切な管理を行うこと。
  - (3) 記録媒体が不要となった場合は、当該媒体に含まれる情報は、記録媒体の初期化など情報を復元できないように消去を行ったうえで廃棄すること。
- 2 運用管理者は、記録媒体、機器等の廃棄、返却等を行う場合、記録媒体、機器内部 の記憶装置等から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じなけ ればならない。

# (利用禁止行為)

- 第18条 利用者は、情報システムの利用について次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 業務に関連しない目的で情報システムを利用すること。
  - (2) 法令又は公序良俗に反した利用を行うこと。
  - (3) 他の利用者又は第三者の著作権、人権及びプライバシーを侵害するおそれのある利用を行うこと。
  - (4) 情報の改ざん、き損及び滅失並びに虚偽の情報提供を行うこと。
  - (5) 通信を阻害する行為及び情報資産に損害又は不利益を及ぼす利用を行うこと。
- 2 運用管理者は、前項に該当する利用が行われていると認める場合は、当該利用者に 対して情報システムの利用を停止することができる。

#### (生成AIシステムの利用)

- 第18条の2 利用者は、生成AI(人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。)を用いた情報システム(無償で提供される外部サービスを含む。以下「生成AIシステム」という。)の利用について、前条第1項の規定のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 運用管理者が利用者を定める生成AIシステムを除き、利用について運用管理者又は利用責任者(無償で提供される外部サービス等で運用管理者及び利用責任者の定めのない場合は、第11条第2項各号に掲げる者)の許可を得ること。
  - (2) 安全性が確認されたものとして統括者が許可した生成AIシステムを除き、入力情報に非公開情報(個人情報その他の情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第

- 6条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。)を含めないこと。
- (3) 生成AIから出力された結果の正確性を確認すること。

# (ID及びパスワードの管理)

- 第19条 利用者は、自己の保有する I D及びパスワードに関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 他の利用者のIDは使わないこと。
  - (2) パスワードは十分な長さとし、文字列はアルファベット、数字及び記号を混在させるなど容易に推定できないものとすること。
  - (3) パスワードは定期的に変更し、古いパスワードの再利用はしないこと。
  - (4) パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと。
  - (5) パスワードの盗用や漏えいがあった場合は、直ちに利用責任者に連絡すること。
  - (6) その他、ID及びパスワードの適正な管理を行うこと。
- 2 利用者は I Dカードの利用について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) I Dカードを利用者間で共有しないこと。
  - (2) I Dカードを、カードの読み取り装置又は端末に常時挿入しないこと。
  - (3) I Dカードを紛失した場合には、速やかに利用責任者に通報し、指示を仰ぐこと。

## (教育·訓練)

- 第20条 統括者は、すべての職員がこの指針について理解を深め、遵守を徹底するよう、 情報セキュリティ対策に関する研修の実施や普及啓発を行わなければならない。
- 2 運用管理者は、情報システムに不測の事態が発生した場合に備えた訓練を計画的に 行わなければならない。

## (事故等の報告)

- 第21条 利用者は、事故等を発見した場合には、直ちに利用責任者に報告し、その指示 に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 利用責任者は、事故等の報告を受けた場合は、直ちに当該事故等の内容を運用管理者に報告しなければならない。

# (外部委託に関する管理)

- 第22条 運用管理者は、情報システムの開発・保守運用を民間事業者等に委託する場合は、この指針を踏まえ当該外部委託事業者が遵守すべき事項を明記した契約を締結しなければならない。
- 2 運用管理者は、個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を外部委託事業者に委託しようとするときは、当該外部委託事業者との契約書に、個人情報取扱特記事項(「個人情報を取り扱う事務の委託に伴う措置について(平成9年11月21日付け文第294号知事公室長通知)」)を規定しなければならない。
- 3 運用管理者は、外部委託事業者との契約書には、この指針及び実施手順が遵守され

なかった場合の損害賠償等の規定を定めなければならない。

- 4 運用管理者は、外部委託事業者の選定時において、この指針に定める情報資産の安全管理措置と同等の措置が講じられているかを確認しなければならない。
- 5 外部委託事業者は、情報システムの開発・保守運用の外部委託において再委託(三次委託以降を含む。以下「再委託等」という。)が行われる場合、再委託先(三次委託以降の委託先を含む。以下「再委託事業者等」という。)の名称、業務範囲、再委託等を行う必要性等、県が求める項目を書面で運用管理者に提出し、再委託等の許可を求めなければならない。
- 6 運用管理者は、外部委託事業者から前項に規定する再委託等の許可を求める書面が 提出された場合、その内容を確認し、再委託等に問題がないと認める場合には承認で きるものとする。
- 7 外部委託事業者は、前2項の手続きにより再委託等が承認された場合、再委託事業 者等の行為について、県に対し全ての責任を負うものとする。
- 8 外部委託事業者は、この指針で定める運用管理者の遵守事項(再委託事業者等への対応を含む)について、その実現のために協力しなければならない。
- 9 運用管理者は、外部委託事業者からこの指針の遵守状況(再委託事業者等の遵守状況を含む)について定期的な報告を受けるなど、適切な監督を実施し、支障を認めた場合は必要な措置を講じなければならない。
- 10 運用管理者は、外部委託事業者及び再委託事業者等とのデータの受け渡しに係る内容、日付等を記録しなければならない。
- 11 運用管理者は、外部委託事業者及び再委託事業者等の責任者や業務に携わる社員の名簿を作成するとともに、その作業場所を特定しなければならない。
- 12 運用管理者は、身分証明書の提示を外部委託事業者及び再委託事業者等に求めるなどにより、契約で定められた資格を有するものが作業に従事しているか確認を行わなければならない。
- 13 運用管理者は、外部委託事業者及び再委託事業者等の従業員に対する教育が実施されているかを確認しなければならない。

#### 第3節 技術的セキュリティ対策

(アクセス記録の取得等)

- 第23条 運用管理者は、各種アクセス記録及び情報セキュリティ対策に必要な記録をすべて取得し、1年以上の期間を定めて、保存しなければならない。
- 2 前項に掲げる以外の情報については、その重要度に応じて期間を設定し、バックアップを作成しなければならない。
- 3 運用管理者は、定期的にアクセス記録等を分析、監視しなければならない。
- 4 運用管理者は、アクセス記録等が窃取、改ざん、消去されないように必要な措置を 講じなければならない。

(情報システムの入出力データ)

第24条 運用管理者は、当該情報システムに入力されるデータの正確性を確保するため

の対策を講じなければならない。

- 2 運用管理者は、利用者又は利用者以外の者の故意又は過失による誤ったデータの入力により情報が改ざんされるおそれがある場合、これを検出する手段を講じなければならない。また、改ざんの有無を検出し、必要な場合は情報の修復を行う手段を講じなければならない。
- 3 運用管理者は、情報システムから出力されるデータが、正しく情報処理され、出力 されることを確保しなければならない。

#### (電子署名・暗号化)

- 第25条 運用管理者は、機密情報及び重大な情報については、機密性を保護するために 暗号化しなければならない。
- 2 暗号化に係る運用管理については別に定める。

# (機器構成の変更)

- 第26条 運用管理者は、情報システムの機器に業務上必要でないプロトコル(通信手順) を設定してはならない。
- 2 利用者は、端末の改造及び機器の増設・交換を行ってはならない。
- 3 利用者は、運用管理者の許可なく、その使用する端末に I Dの追加、共有データの 設定、ソフトウェアの追加等の設定変更を行ってはならない。

# (利用者の管理)

第27条 運用管理者は、情報システムの利用者の登録、変更、抹消等登録情報の管理及び異動、退職した職員等のID及びパスワードの管理等利用者を適正に管理しなければならない。

## (情報システムにおけるアクセス制御)

- 第28条 運用管理者は、情報システムにおけるアクセス制御について次の各号に掲げる 事項を遵守しなければならない。
  - (1) アクセス権限の許可は必要最小限にすること。
  - (2) 不正アクセスを防止するため、ユーザ認証、論理的なネットワークの分割、ファイアウォール(組織内の情報通信機器や端末に外部からの侵入を防ぐ目的で設置してあるセキュリティシステム)の設置等の適切なネットワーク経路制御を講ずること。
  - (3) アクセス方法等は利用者の真正性が確保できるものにすること。
  - (4) 接続した情報通信機器についてセキュリティに問題が認められ、情報システムの情報資産に脅威が生じることが想定される場合には、速やかに当該情報通信機器を内部ネットワークとの接続から物理的に遮断すること。

#### (外部ネットワークとの接続)

第29条 県の情報システムと県以外の機関が管理する情報システム(以下「外部ネット ワーク」という。)との接続については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければな らない。

- (1) 不正アクセスを防止するためのファイアウォールの設置や利用者の認証、論理的なネットワークの分割等適切なネットワーク経路制御を講ずること。
- (2) 外部から情報システムにアクセスする場合は、ユーザ認証、ファイアウォールの 設置等のネットワーク上の制御を講ずること。
- (3) 外部ネットワークとの接続により情報システムの運用及び情報資産の保持に支障が生じるおそれがある場合は、直ちに当該情報システムと外部ネットワークとの接続を物理的に遮断すること。

(情報システムの開発)

- 第30条 運用管理者は、情報システムの開発について次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
  - (1) 情報システムの開発、保守等に関する事故及び不正行為に係るリスク(危険性)の評価を行うこと。
  - (2) プログラム、設定等のソースコードを整備すること。
  - (3) セキュリティの確保に支障が生じるおそれのあるソフトウェアは使用しないこと。
  - (4) 情報システムの開発及び保守に係る記録を作成するとともに、運用、管理等に必要な説明書等の書類は定められた場所へ保管すること。
  - (5) 不要になった利用者 I D、パスワード等は速やかに抹消すること。

(情報システムの調達)

- 第31条 運用管理者は、情報システムの機器及びソフトウェアの調達に伴う仕様書の作成については、情報セキュリティ対策上支障が生じるおそれのある内容を記載しないようにしなければならない。
- 2 運用管理者は、機器及びソフトウェアを調達する場合は、当該製品の安全性及び信頼性を確認しなければならない。

(ソフトウェアの保守及び更新)

- 第32条 運用管理者は、独自開発ソフトウェア及びOS等を更新し又は修正プログラムを導入する場合は、不具合及び他のシステムとの適合性の確認を行い、計画的に更新し又は導入しなければならない。
- 2 運用管理者は、情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に関して常に情報を 収集し、発見した場合は、修正プログラムの導入等速やかな対応を行わなければなら ない。

(コンピュータウィルス対策)

- 第33条 運用管理者は、コンピュータウィルスによる情報システムの安全性を確保する ため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
  - (1) 外部のネットワークからデータを取り入れる際には、ファイアウォール、メールサーバ等においてウィルスチェックを行いシステムへの侵入を防止すること。

- (2) 外部のネットワークへデータを送信する際にも、前号と同様のウィルスチェックを行い、外部へのコンピュータウィルスの拡散を防止すること。
- (3) コンピュータウィルス情報について利用者に対する注意喚起を行うこと。
- (4) 端末においてウィルス対策用のソフトウェアを導入すること。
- (5) ウィルスチェック用のパターンファイルは常に最新のものに保つこと。
- (6) コンピュータウィルスに対する修正プログラムの入手に努め、サーバ及び端末に 速やかに適用すること。
- (7) コンピュータウィルスの感染のおそれの少ないソフトウェアの選定を行うこと。
- 2 利用責任者は、利用者がコンピュータウィルスを発見した場合、又はコンピュータウィルスにより障害が生じたと認められる場合は、直ちに運用管理者に連絡し、その指示に従わなければならない。
- 3 利用者は、コンピュータウィルスによる被害を防止するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 差出人が不明な電子メールや不審なファイルが添付された電子メールを受信した場合は開封せず、直ちに削除すること。
  - (2) 添付ファイルのあるメールを送信する場合は、ウィルスチェックを行うこと。
  - (3) 外部から入手したデータは、必ずウィルスチェックを行うこと。
  - (4) 万一のコンピュータウィルス被害に備えるため、データのバックアップを作成すること。
  - (5) 運用管理者が提供するウィルスチェック用のパターンファイルは常に最新のファイルに更新すること。
  - (6) 運用管理者が提供するコンピュータウィルス情報を常に確認すること。

#### (不正アクセス対策)

- 第34条 運用管理者は、不正アクセスを防止するため、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。
  - (1) 使用終了又は使用される予定のないポート (ネットワーク上のサーバがサービスを区別するために使っている番号) を長時間空けた状態のままにしないこと。
  - (2) 情報通信機器及び端末上の不要なIDは速やかに削除すること。
  - (3) ソフトウェアの不備に伴うセキュリティホールに対しては、速やかに修正プログラムを適用すること。
  - (4) 不正アクセスによるウェブページの改ざんを防止するために、ウェブページ改ざんを検出し、運用管理者へ通報する設定を講ずること。
  - (5) 重要な情報システムの設定に係るファイル等について、定期的に当該ファイルの 改ざんの有無を検査すること。
  - (6) 不正アクセスを受けるおそれが認められる場合には、情報システムの停止を含む 必要な措置を講ずること。
- 2 運用管理者は、不正アクセスを受けた場合は、直ちに統括者及び関係機関に連絡を 行い、情報システムの復旧等必要な措置を講じなければならない。
- 3 利用責任者は、不正アクセスを受けた場合は、直ちに運用管理者に連絡し、その指示に従わなければならない。

(セキュリティ情報の収集)

- 第35条 統括者は、情報セキュリティに関する情報を積極的に収集し、運用管理者や利 用責任者等に速やかに周知し、必要な措置を講じなければならない。
- 2 統括者は、前項の情報を定期的に取りまとめ、関係部局等に通知するとともに、この指針の改定につながる情報については委員会に報告しなければならない。

## (無線LANの対策)

- 第36条 運用管理者は、無線LANの利用に当たり、解読が困難な暗号化及び認証技術の使用を義務づけなければならない。
- 2 運用管理者は、無線LANに対する情報の盗聴等を防ぐため、ハードウェア及びソフトウェアの迅速な更新、定期的な監査等を実施しなければならない。

# (在宅勤務等の対策)

- 第37条 運用管理者は、在宅勤務、職場外勤務等により、外部から県内部の業務システムにアクセスするためのシステム(以下「在宅勤務等システム」という。)を構築又は利用する場合、通信途上の盗聴を防ぐために暗号化、利用経路の閉域化等の対策を講じなければならない。
- 2 運用管理者は、在宅勤務等システムの利用を認める場合、利用者の本人確認を行う機能を確保しなければならない。
- 3 運用管理者は、外部からアクセスするために利用するモバイル端末を貸与する場合、 セキュリティ確保のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 利用者は、在宅勤務等システムを利用する場合、運用管理者の許可を得なければならない。
- 5 その他在宅勤務等システムに関し必要な事項については別に定める。

## (外部サービス利用の対策)

- 第38条 運用管理者は、外部サービスを利用しようとする場合は、利用目的及び業務範囲を明確にするとともに、取り扱う情報の内容に応じ、情報の保存場所、裁判管轄、 準拠法等のリスクの対策を検討した上で、外部サービスの提供者を選定しなければならない。
- 2 運用管理者は、外部サービスにおいて非公開情報を取り扱う場合は、あらかじめ統 括者の許可を得なければならない。この場合において、外部サービスの提供者が不特 定多数の利用者に対して提供する画一的な約款、規約等への同意のみで利用が可能と なる外部サービスでは、原則として非公開情報を取り扱ってはならない。
- 3 運用管理者は、利用する外部サービスの情報セキュリティ対策について、外部サービスの提供者との責任の分担を定め、その実施状況を定期的に確認しなければならない。
- 4 統括者は、県の各機関における外部サービスの利用状況を把握し、必要な措置を講じなければならない。
- 5 その他外部サービスの利用に関し必要な事項については別に定める。

(生成AIシステムの対策)

第38条の2 運用管理者は、生成AIシステムの導入及び運用をするに当たり、入力情報が運用管理者の許可なく生成AIの学習に用いられない環境の整備その他情報セキュリティの確保のために必要な措置を講じなければならない。

#### 第4節 運用面の対策

(情報システムの監視)

- 第39条 運用管理者は、情報システムの円滑な運用を確保するため、情報システムを定期的に監視し、障害が起きた際は速やかに対応しなければならない。
- 2 運用管理者は、外部と常時接続するシステムについては、ネットワーク侵入監視装置を設置し、24時間監視を行わなければならない。
- 3 運用管理者は、情報システム内部において、適正なアクセス制御を行い、運用状況 について監視を行わなければならない。
- 4 運用管理者は、監視した結果を正確に記録するとともに、消去や改ざんをされないよう必要な措置を施し、安全な場所に保管しなければならない。

(指針の遵守状況の確認)

- 第40条 利用者は、この指針に違反した場合及び違反の発生を確認した場合は、直ちに 利用責任者に報告を行わなければならない。
- 2 利用責任者は、この指針の遵守状況及び情報資産の管理状況について常に確認を行い、支障を認めた場合には速やかに運用管理者に報告しなければならない。
- 3 運用管理者は、情報システムにおけるこの指針の遵守状況及び情報資産の管理状況 について定期的に確認を行い、支障を認めた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(緊急時対応計画等)

- 第41条 運用管理者は、情報資産への侵害が発生した場合に備えて、あらかじめ関係機関との連絡体制や復旧対策など緊急時対応計画を策定しなければならない。
- 2 利用責任者は、情報資産への侵害発生及び侵害発生の危険性を発見した場合は、事案の内容、原因、被害の状況等を速やかに運用管理者に報告しなければならない。
- 3 運用管理者は、情報資産への侵害に起因して、住民に重大な被害が生じるおそれが ある場合、又は行政の運営に重大な支障が生じる場合は、統括者に直ちに報告すると ともに、関係機関に速やかに連絡しなければならない。
- 4 運用管理者は、情報システムに障害が発生し、情報資産の保持のために情報システムの停止がやむを得ないと認められる場合は、ネットワークを切断することができる。
- 5 運用管理者は、各種セキュリティに関する事案の詳細な調査を行うとともに、再発 防止計画を策定しなければならない。

(法令遵守)

- 第42条 利用者は、情報システムの運用については、次の各号に掲げる法令を遵守し、 これに従わなければならない。
  - (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)
  - (2) 著作権法(昭和45年法律第48号)
  - (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
  - (4) その他情報セキュリティ対策に関する法令

附則

- この指針は、平成15年3月4日から適用する。 附 則
- この指針は、平成15年4月1日から適用する。 附 則
- この指針は、平成16年4月1日から適用する。 附 則
- この指針は、平成17年4月1日から適用する。 附 則
- この指針は、平成18年4月1日から適用する。 附 則
- この指針は、平成20年4月1日から適用する。 附 則
- この指針は、平成23年4月1日から適用する。 附 則
- この指針は、平成25年4月1日から適用する。 附 則
- この指針は、平成26年4月1日から適用する。 附 則
- この指針は、令和2年4月1日から適用する。 附 則
- この指針は、令和3年4月1日から適用する。 附 則
- この指針は、令和3年8月10日から適用する。 附 則
- この指針は、令和3年9月1日から適用する。 附 則
- この指針は、令和4年4月1日から適用する。 附 則
- この指針は、令和4年7月20日から適用する。 附 則
- この指針は、令和5年7月18日から施行する。

# 誓約書

暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団 及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

## 誓 約 書

下記1の契約(以下「本契約」という。)に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

キャッシュレス端末設置に伴う LAN 配線業務

- 2 誓約事項
  - (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
  - (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
    - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
    - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
    - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
  - (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。)が200万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
  - (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
  - (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求 その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
    - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
    - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地 名 称 代表者職氏名 電 話 電子メール

#### 別表 (誓約事項(1)関係)

#### 労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法(昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法 (平成19年法律第128号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

# 誓 約 書

下記1の契約(以下「本契約」という。)に係る契約保証金の免除について、下記2 の事項を誓約する。

記

# 1 契約名

キャッシュレス端末設置に伴う LAN 配線業務

# 2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契 約	名	契約金額	契約の相手方

- (2) 本契約についても、誠実に履行すること。
- (3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地 名 称 代表者職氏名 電 話 電子メール

#### 「留意事項]

誓約書の2(1)には、<u>過去2年間(注1)</u>に国(公社・公団を含む。)、地方公共団体 その他知事が指定する公共的団体(注2)とその契約と<u>種類(注3)</u>及び<u>規模(注4)</u> を<u>ほぼ同じくする(注5)</u>契約を<u>数回以上(注6)</u>にわたって締結し、履行したものの みを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類(契約書(変更契約書を含 む。)の写し、履行実績証明書等のいずれか)を添付すること。ただし、入札参加申込 時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

- (注1)「過去2年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。
- (注2)「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。
- (注3)「種類」とは、次表のとおりとする。(例示)

区分	種類
物品関係役務の調	・製造の請負
達契約	・物件の買入れ、借入れ
连矢約	・測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

- (注4)「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額 の記載があるときは、契約金額に12を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、 契約総額を契約月数で除した額に12を乗じて得た金額を指すものとする。
- (注5)「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の7割に相当する金額以上のものをいう。
- (注6)「数回以上」とは、2回以上をいう。